

OAC 取引基本契約モデル案

目次・索引

第1章 総則

- 第1条(目的等)
- 第2条(本件業務の範囲)

第2章 個別契約

- 第3条(個別契約)
- 第4条(個別契約の成立)
- 第5条(個別契約の内容)
- 第6条(個別契約の変更)
- 第7条(納期)
- 第8条(納期の変更)
- 第9条(機密保持)
- 第10条(機器・備品・資料の貸与および返還)
- 第11条(検査)
- 第12条(報告)
- 第13条(瑕疵担保責任)
- 第14条(支払条項)
- 第15条(契約有効期間)

第3章 義務と権利

- 第16条(成果物の保管・管理)
- 第17条(損害賠償)
- 第18条(不可抗力の免責)
- 第19条(事故発生時の処理)
- 第20条(権利義務の譲渡禁止)
- 第21条(再委託)
- 第22条(知的財産権利用の範囲等)
- 第23条(成果物の所有権の移転)
- 第24条(成果物の第三者の知的財産権等の処理)
- 第25条(成果物の改変、再利用)
- 第26条(公表)

第4章 契約の終了

- 第27条(解約)
- 第28条(契約解除)
- 第29条(暴排条項)

第5章 雑則

- 第30条(通知義務)
- 第31条(協議解決)
- 第32条(法令等の遵守)
- 第33条(適正取引の遵守)
- 第34条(管轄裁判所)

OAC 取引基本契約モデル案

委託者(以下「甲」という)と受託者(以下「乙」という)とは甲乙間の広告制作取引に関する基本的な事項について、次の通り契約を締結する。

第1章 総則

第1条(目的等)

- 1.本契約は、甲および乙それぞれが信義に基づき誠実にそれぞれの役割を実行し、甲乙双方が発展していくことを目的とする。
2. 本契約は、甲乙間の広告制作の委託契約(以下「個別契約」といい、個別契約の委託の対象である広告制作を「本件業務」という)に適用されるものとする。
- 3.甲は、個別契約にあたっては、乙の遂行する本件業務におけるクリエイティブの価値を尊重するものとする。

第2条(本件業務の範囲)

本件業務の範囲は、以下の業務とし、その具体的な内容は、個別契約にて特定するものとする。

- (1) 広告デザインに関する企画・制作。
- (2) 上記のための調査・情報収集・分析・研究開発およびコンサルティング等のマーケティング業務。
- (3) 前各号に付帯関連して甲が乙に委託する一切の業務。

第2章 個別契約

第3条(個別契約)

甲および乙は、甲から乙に対する本件業務を委託するにあたり、その都度個別契約を締結するものとする。本契約の各条項と異なる内容の個別契約を締結した場合には、当該個別契約が優先されるものとする。

第4条(個別契約の成立)

1. 個別契約は、以下のいずれかの場合に成立することとする。
 - (1) 甲および乙が、記名押印した個別契約書を作成したとき。
 - (2) 乙が甲に送付した見積書に基づき、甲が注文書を発行するなどして乙に注文を行ったとき。
 - (3) 甲が注文書を発行するなどして乙に注文を行い、乙が書面等によりこれを受諾する旨の意思を通知したとき。
2. 注文書および発注書の発行は、電子メール等によって代替することができる。

第5条(個別契約の内容)

甲および乙は、個別契約において以下の事項を定めるものとする。

- (1) 委託する本件業務の内容(本件業務の遂行の結果として乙が甲に交付する成果物(無体物であるか否とは問わない。以下「成果物」という)の名称、内容およびその数量を含むが、これに限られない)
- (2) 本件業務の遂行完了時期(成果物の納期を含む)
- (3) 成果物の納入場所および納入の方法
- (4) 本件業務の委託の対価の金額、支払日およびその支払方法
- (5) その他必要な事項

第6条(個別契約の変更)

甲および乙は、個別契約の内容を変更する必要がある場合には、速やかにその旨を相手方に通知し、相手方と協議のうえ、その個別契約の内容を変更することができる。

第7条(納期)

乙は、本件業務における成果物を、個別契約に定める納期までに納入するものとする。

第8条(納期の変更)

1. 乙は、成果物の納入が個別契約に定める納期に遅延するおそれがある場合には、速やかに甲にその旨を通知するものとする。この場合、甲および乙は、協議の上でその対応を決定するものとする。
2. 乙は、次の各号に該当する場合には、甲に対して納期の変更を求めることができる。この場合、本件業務の遂行に生じた支障の内容および程度に応じて、納期が延長されるものとする
 - (1) 甲が、第10条に定める資料等または作業場所等・機器の開示・貸与・提供を怠り、あるいは遅延し、本件業務の遂行に支障を来した場合
 - (2) 第18条1項に定める不可抗力事由により、本件業務の遂行に支障が生じた場合
 - (3) その他乙の責に帰すことのできない事由により、本件業務の遂行に支障が生じた場合

第9条(機密保持)

1. 甲および乙は、本契約または個別契約の締結交渉過程および個別契約の履行過程において知り得る、相手方およびその取引先の営業上の機密に属する有形無形の情報(以下 機密情報という)の秘密を守り、いかなる第三者に対しても漏洩または開示してはならない。但し、以下の各号に該当する情報については、機密情報から除くものとする。
 - (1) 相手方より取得する前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方より取得する後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方より取得する前に、既に自らが所有していたものであることを証明できるもの。
 - (4) 秘密保持義務を負わずに、正当な権限を有する第三者から入手したもの。
 - (5) 相手方の情報によらないで、独自に開発したもの。
 - (6) 法令により開示することが義務付けられたもの。
2. 甲および乙は、個別契約における業務の性質を考慮し、別途機密保持契約を締結できることとする。
3. 乙は甲から開示された機密情報を、本件業務の遂行の目的にのみ使用するものとする。

第10条(機器・備品・資料の貸与および返還)

1. 甲は、乙に対して、本件業務の遂行に必要な原票、資料、材料データ、マニュアル等(以下 資料等という)の開示、貸与等を無償にて行うこととする。
2. 本件業務の遂行のために、甲の指定する作業場所等で乙が作業を実施する必要がある場合には、甲は当該作業場所等を無償で提供するとともに、当該作業の実施に必要な設備機器等(作業環境を含む)を無償で提供するものとする。
3. 甲が前各項より乙に提供する資料等または作業場所について、内容等の誤りまたは提供遅延によって生じた乙の委託業務の納期遅滞、納入物の瑕疵等の結果については、乙はその責任を免れるものとする。
4. 甲から開示、貸与等を受けた資料は、委託業務の遂行上不要となったとき、または事由の如何を問わず個別契約が終了したときは、乙は、遅滞なくこれらを甲に返還または甲の指示に従った処置を行うこととする。
5. 乙は、甲から開示、貸与された資料等を本件業務遂行の目的にのみ使用するものとし、甲の書面による事前の承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないこととする。

第11条(検査)

1. 甲は、成果物納入後直ちに、甲所定の方法に従い成果物を検査し、その結果を直ちに書面、電子メールなどで乙に通知するものとする。なお、甲の検査の完了をもって本件業務の遂行が終了する。
2. 甲の検査の結果、乙の責により不合格となった成果物に関しては、乙の費用と責任において、甲乙協議のうえ決定した期間内に補修するものとする。

第12条(報告)

1. 甲は、本件業務の進捗状況および品質管理状況を確認するため、いつでも乙に対して本件業務の進捗状況または品質管理状況について報告を求めることができる。この場合、乙は、速やかに書面、電子メールなどで報告しなければならない。
2. 甲が前項の報告を求めるときは、あらかじめ事前に乙に対して報告を求めようとする内容につき、通知するものとする。

第13条(瑕疵担保責任)

1. 乙から納品された成果物について、甲による検査完了後180日以内に瑕疵が発見された場合には、乙は無償でその修正を行うものとする。但し、瑕疵があった場合には、甲は、乙の修正に対して、無償でこれに協力しなければならない。

2. 乙の瑕疵担保責任の期間は、検査完了後180日が経過するまでとする。

第14条(支払条項)

1. 甲は、乙に対し、本件業務の対価として、個別契約に定める業務委託料を、個別契約に定める支払日までに支払う。
2. 個別契約に定める本件業務の内容を変更する場合には、両者協議の上、適切なる代金額を定めるものとする。
3. 乙は、原則として、毎月末日をもって当該一ヶ月間の代金を締め切り、請求書をもって甲に請求するものとする。
4. 甲が支払いを遅延した場合、甲は支払い期日の翌日から完済日まで、年14.6%の遅延損害金を乙に支払うものとする。

第15条(契約有効期間)

1. 本件契約の有効期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出のないときは、自動的に〇年間延長されるものとする。
2. 本契約が終了した場合といえども、本契約の有効期間中に締結された個別契約が存続している場合は、当該個別契約には引続き本契約の各規定が適用されるものとする。

第3章 義務と権利

第16条(成果物の保管・管理)

甲は、成果物の保管・管理を乙に委託しようとする場合には、乙と協議の上で、別途契約を締結するものとする。

第17条(損害賠償)

1. 甲および乙は、相手方が本契約、または個別契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができる。
2. 甲および乙のいずれの責にも帰すことができない事由によって、甲に引き渡す前に生じた成果物の滅失、毀損等の損害については乙の負担とし、引き渡し後に生じた損害については甲の負担とする。
3. 第1項の賠償額は当該本件業務に対して甲が乙に支払った金額を限度とする。但し、乙の故意または、重過失がある場合は適用しないものとする。

第18条(不可抗力の免責)

1. 天災地変、伝染病、戦争および内乱、暴動、火災、爆発、法令の制定、改廃、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、電気通信事業者等のトラブル、その他の不可抗力事由により本契約の納期が遅延もしくは不能となった場合には、甲または乙はその責を負わないものとする。
2. 前項における不可抗力事由とは、甲および乙あるいは一方の責によらない事由で、かつ、乙が通常の前防策を講じたにもかかわらず、防ぎ得なかったものとする。
3. 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に書面による通知にて本契約を解除することができる。

第19条(事故発生時の処理)

乙は、本件業務にかかわる機密情報、資料等および成果物の紛失、漏洩等の事故が発生、もしくはその疑いが生じた場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに甲に報告し、指示を受け、その対策にあたらなければならないものとする。

第20条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、本契約によって生じる権利または義務を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡または賃貸することはできない。

第21条(再委託)

1. 乙が委託業務の全部または一部を第三者(以下「再委託先」という)に再委託する場合、乙の責任において行う。この場合、乙は、本契約において乙が甲に対して負う義務と同等の義務を再委託先に課するものとする。なお、この場合といえども、乙は本契約および個別契約に基づき乙が負うべき義務を免かれるものではない。
2. 本契約の規定は、乙が甲を代理して第三者との間で契約を締結する権限を付与したものではない。

第22条(知的財産権利用の範囲等)

1. 甲は、甲の直接的な営業活動の範囲において、乙から納入された成果物を、個別契約において予定されている利用の形式で利用(以下「本件利用」という)することができる。
2. 甲は、甲乙協議の上で別途締結される契約に基づき、前項に定める利用以外の時期、または形式において成果物を利用(以下「再利用」という)することができる。なお、成果物に人物写真、特定の許可が必要な背景(対象物)が含まれている場合、または成果物が第三者の知的財産権が存在する素材により構成されている場合には、甲は、自己の再利用の利用態様に応じ、乙以外の第三者から必要となる許諾を得るものとし、乙は甲の要請に応じてこれに協力するものとする。
3. 甲が、成果物の知的財産権を甲に帰属させることを希望する場合には、あらかじめ乙にその旨を明示するものとし、乙は誠意をもって実現に努め、甲および乙はその結果を個別契約に定めるものとする。

第23条(成果物の所有権の移転)

成果物の所有権は、成果物が、乙から甲へ引き渡された時に、甲に移転する。

第24条(成果物の第三者の知的財産権等の処理)

1. 成果物の制作にあたり、第三者の著作権・肖像権その他の権利を使用する場合、乙は甲の本件利用のために、当該第三者との間で必要な権利処理を行う。
2. 甲は、前項に基づき乙が行った権利処理の範囲内で成果物の本件利用をするものとする。
3. 成果物の知的財産権が第三者により侵害された場合、甲乙協力して対応するものとする。

第25条(成果物の改変、再利用)

成果物について改変を必要とする場合には、甲は、この改変のための業務を乙に委託するものとする。

第26条(公表)

乙は、事前に甲の承諾を得て、成果物の掲載・公表後、本件業務の創作者として自己の名前を公表することができるものとする。

第4章 契約の終了

第27条(解約)

本契約期間中に甲乙いずれかに本契約の中途解約をせざるを得ない特段の事情が生じた場合、当該当事者は速やかにその旨を相手方に通知し、両者善後策につき協議するものとする。

第28条(契約解除)

1. 甲または乙が、次の各号のひとつにでも該当した場合、相手方に対し何等の通知催告、その他の手続を要せず、本契約および個別契約の全部または一部を解除できるものとする。
 - (1) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (3) 支払いを停止したとき、もしくは手形または小切手の不渡りを発生させたとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあったとき、もしくは公租公課を滞納し督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (5) 破産、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあったとき。
 - (6) 解散をしたとき、もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (7) 役員、従業員若しくは再委託先が暴力団、暴力団員、暴力団関係者総会屋その他の反社会的勢力(以下暴力団等という)である場合又は暴力団等であったことが判明したとき。
2. 甲乙いずれかに本契約および個別契約に違反する行為がある場合、相当の期間を定めてその是正を書面にて催告し、相手方が当該違反の是正をおこなわない場合、本契約および個別契約の全部または一部を解約することができる。

第29条(暴排条項)

1. 甲乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで本契約および個別契約の全部を解除できる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)である場合。
 - (2) 代表者、責任者、または実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、または暴力団等への資金提供を行う等、密接な交際のある場合。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または、関

- 係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれがある行為をした場合。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為をした場合。
2. 甲および乙は前条、または前項の規定により本契約を解除した場合は、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第5章 雑則

第30条(通知義務)

甲または乙は、次の事項が発生した場合は公表後速やかに相手方に通知する。

- (1) 住所もしくは本店その他の営業所の所在地、氏名、名称もしくは商号、代表者または代表者の届出印の変更。
- (2) 合併、増資、減資、解散、営業の全部または一部の譲渡または貸与、その他資産もしくは事業の状態に著しい変動をきたすおそれのある一切の行為。
- (3) 前項に定める事項のほか、甲が要求した事項につき、乙は甲に対して報告するものとする。

第31条(協議解決)

本契約および個別契約について定めのない事項は、両者協議して解決するものとする。

第32条(法令等の遵守)

1. 甲および乙は、本契約および個別契約の締結、納期に際し、下請代金支払遅延等防止法、その他の法令および監督官庁の指導等を遵守し、公序良俗に従わなければならない。
2. 乙は、本契約および個別契約の内容が前項に抵触し、またはそのおそれがあるときは、その内容を甲に通知し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講ずるものとする。

第33条(適正取引の遵守)

甲は、経済産業省が推進する望ましい取引を行うための指針としての「振興基準」を十分尊重しなければならない。

第34条(管轄裁判所)

本契約および個別契約に関する甲乙間の紛議については、〇〇〇〇地方裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

平成 年 月 日

未 文 本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲
住所
社名
契約当事者名

乙
住所
社名
契約当事者名